

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月18日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	熊本県
3. 市区町村名	玉名市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.tamana.lg.jp/q/list/116.html

執行機関名 玉名市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	玉名市子ども医療費助成に関する条例(平成17年条例第87号)による子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		玉名市個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第41号)別表第1 第1の項 玉名市子ども医療費助成に関する条例(平成17年条例第87号)による子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	玉名市子ども医療費助成に関する条例(平成17年条例第87号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに健やかに生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条 この条例は、 <u>子ども</u> の疾病の早期治療を促進し、その健康の保持及び健全な育成と子育て支援を図るため、 <u>子ども</u> の医療費の一部負担金に対して助成することに関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		玉名市子ども医療費助成に関する条例 玉名市子ども医療費助成に関する条例施行規則